

## 「大学等における知的財産権の積極的活用等について」 意見整理

### ・ 大学等における知的財産権の積極的活用

#### < 意見 >

全体として大学等の知的財産権取得管理体制の整備が進んでいることを踏まえ、今後は、大学発の知的財産権をシーズとしてとらえ、企業のニーズとのマッチングや企業における事業化を積極的に推進することが求められている。そのためには、商社やコンサルタント等の活用を図る等により、大学等と企業との橋渡し機能を充実強化すべきではないか。また、そのため参考となる成功事例を収集し公表すべきではないか。

大学等が関与する紛争処理への対応等知的財産の活用に関する問題が顕在化しつつある。法務の体制など、紛争対応に関連する事項について、適切に対応できるような体制整備を図る必要があるのではないか。

大学知的財産本部やTLOについては、運用が硬直的である、手続きに時間や手間がかかるということが現実問題として指摘されている。共同研究等の際の契約について、具体的なケースごとに応じて契約内容の柔軟化・効率化につとめるべきではないか。そのための目安となる事例集を作成・公表する必要があるのではないか。また、そのための専門人材を確保育成する必要ではないか。

大学等において、一部で、単なる実績作りのためだけに特許等の出願を行っているのではないかと思われるケースが見受けられる。大学等が、真に産業競争力強化につながる知的財産権の取得に積極的に取り組むよう、適正な評価システムを確立すべきではないか。

大学等における知的財産権の創造・活用基盤を整備するため、特許情報と論文情報を相互に活用できるデータベースの整備を進めるとともに、大学等の研究現場における特許情報へのアクセス環境を高度化するため、学術情報ネットワークを通じて特許情報が高速かつ高機能で検索できるようにすべきではないか。

大学等を対象として、審査請求前だけでなく特許出願前の発明についても先行技術調査を支援すべきではないか。

大学等の研究が円滑に進むよう、大学等の試験研究やリサーチツールの特許法上の取扱いを見直す必要があるのではないか。

特にバイオテクノロジーなどの先端技術分野については、追加実験やデータの拡充等が必要なことが多いので、これを可能にすべく、米国と同様に一部継続出願制度の導入や拒絶理由通知の応答期間の延長、外国語出願の翻訳期間の延長など、制度を改善する必要があるのではないか。

## ・ 大学発ベンチャーにおける知的財産の円滑な活用

### < 意見 >

利益相反の問題については、ある機関であれば許されることが別の機関では駄目であるなど、個々の機関ごとにばらつきがある。また、実務レベルでは、グレーゾーンが多くまた明確な判断基準もないので、新しいベンチャーを立ち上げよう、投資をしていこうという者の意欲をかなり削いでいる。このような状態が続けば、大学発ベンチャー起業に対してアクティブな研究者ほど、利益相反の問題で被害を受けるということで、非常に阻害要因になっている。このグレーゾーンをできるだけ少なくしていく必要があるのではないか。そのため、文部科学省で作成中の事例集や日本版AUTM(大学知財管理・技術移転協議会主催)等において収集中の事例を速やかに公表すべきではないか。また、その周知を図るべきではないか。

特に、国立大学法人については、法令違反ではない利益相反の範疇とグレーの部分が重なっているように思われる。このような状況を明確化する必要があるのではないか。

大学等の研究者が株等を購入するケースでは、個人情報取り扱いがかなり問題になってきているということも実例として出てきていることを踏まえ、利益相反ルールでどこまで個人情報等が大学等で守れるかについても十分検討すべきではないか。

独立行政法人産業技術総合研究所では、ベンチャー認定制度を整備し、ライセンス条件の優遇や研究施設・設備等の優先使用等の優遇措置をとっている。他の大学等でも、このような制度を速やかに導入すべきではないか。その導入に対してインセンティブを与えるため、必要な支援を行うべきではないか。

## ・ 地域の自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用

### < 意見 >

地域の自然資源(海洋生物、山間植物等)の中には、有効成分や有用な遺伝子を含有するものも多くある。これらを抽出する等して研究開発した成果を、知的財産として適切に保護し、また活用する方策を検討し、またそのような活動に対する支援を強化すべきではないか。

自然資源のみならず、地域の持つ産業にプラスアルファの付加価値を付けるときに生じる知的財産について、適切に保護し、活用する方策を検討すべきではないか。

例えば地域の知的財産として伝統工芸などがあるが、そういったノウハウを活用して、ものづくりの技術とユビキタスのようなIT技術、科学技術を組み合わせた新製品の開発に積極的に取り組むべきではないか。また、その際に生じる知的財産の適切な保護、流通について、必要な支援策を検討すべきではないか。

大学等で発明されたものを中小企業の人が使おうと思って非常にレベルが高過ぎる。地方自治体あるいは公設試験研究機関が技術を民間に使いやすいように開発するような体制づくりや連携強化を検討すべきではないか。

地方自治体所属の研究機関等については、縦割りでなく地域諸機関が連携をとって、有効な知的財産の創出及び活用に取り組むようにすべきではないか。またそのため、地方自治体が主体となって地域における知的財産の創造及び活用に取り組むよう、積極的に支援すべきではないか。

地域研究開発促進拠点支援事業(RSP)を通して地域の拠点に大学等における研究シーズが蓄積されてきている。この地域拠点に蓄積された研究シーズ及びコーディネートのノウハウを生かし、より地域のニーズにマッチした知的財産の創造及びその活用(技術移転)に積極的に取り組むべきではないか。

大学等と地域企業との間で円滑な産学連携が進められ、特色ある知的財産の創造・活用が図られるためには、知的財産に関するアドバイザーやコーディネータの果たすべき役割は極めて重要である点を踏まえ、このような専門家の連携を図るとともに、確保育成に積極的に取り組むべきではないか。

地域の資源に対して最も高いニーズを有する東京の企業がなかなか知ることができない。地域の大学等が開発研究しているものが地域の企業にしか開示されないというようなところが非常に多い。それを全国的にリンクできるような方法を検討する必要があるのではないか。

## ． 知的財産専門人材の確保・育成

### - 1. 専門人材

#### < 意見 >

知的財産関連の紛争を未然に防止し、発生した場合に迅速に処理するためには、法律と技術の両方をわかる人材を比較的短期間に相当数育成することが求められる。このような高度な知的財産人材育成のため、たとえば法科大学院に進む博士課程修了者に対する資金的支援措置など、ポスドクの方を含め博士課程修了者が法科大学院に進むインセンティブを与える必要があるのではないかと。

ポスドク等1万人支援計画の中で研究者を目指すポスドクが支援されてきたが、研究人材だけではなくて知的財産専門人材のための具体的な制度というものが必要なのではないかと。グラント等を用意するなり、あるいは具体的なそうしたマッチングの大学院教育をするといったようなことが必要ではないかと。

知的財産の活用に関する専門家としては、経済に関する知見が不可欠である。このことを踏まえ、法科大学院においても経済を重視するカリキュラムを組み込むべきではないかと。

また、法科大学院だけでなく、たとえば経済学部の中でも知的財産の専門家を育成するプログラムを検討すべきではないかと。

大学等の中で契約に関する知見を有する担当者、法務の理解できる者が不足している。企業等の法務経験者やライセンス交渉の実務経験者等を大学等において確保する必要があるのではないかと。またそのために、企業の知的財産担当者が大学等において契約や法務についても適切なアドバイスができるようにスキルアップを図るための社会人教育を進めるべきではないかと。

ルールができたときに運用する人材の問題というのが一番現場では大きい。日常レベルで利益相反の判断をしていく実務家を十分育てて、グレーゾーンについても相当な明確な判断基準を持って指導をしていけるような人材を育成すべきではないかと。

### - 2. 普及・啓発

< 意見 >

理科系の学生は科学技術をしっかり学ぶということが一番の基本であるが、同時に法務を活用する知財のルールもしっかり理解することが重要である。学部あるいは大学院の段階で全員が知財の関係を学ぶような機会をつくり、場合によって必修科目あるいはそれに準ずるような仕組みをとることなどを促していくことが必要ではないか。

研究活動において知財がどう関連してくるかということをブレンストレーミング的に学習することが必要ではないか。そのためにも、知的財産については、啓発的なことをしながら皆で認識を共有することが必要。そういう意味での教育というものも大学の中に取り入れなくてはいけないのではないか。

e - ラーニングを知的財産教育でも積極的に活用していく必要があるのではないか。その際、著作権をどうするかという問題がある。著作権を必要以上に意識すると、e - ラーニングが目指すオープンなアクセスに制限がかかってしまうので、そこら辺の矛盾をどういうふうに解釈していくか、検討すべきではないか。

情報学や環境学の発達によって、情報(IT)産業や環境関連産業が発達したことに鑑み、科学技術、コンテンツ、法学、経営学等の多様なアプローチに基づき、知的財産学として、知的財産に関する総合的かつ学際的・横断的な研究を推進するべきではないか。